

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法

項 目	現 行	改 正 案
本文	<p>1 健康保険法第86条第1項に規定する療養についての費用の額の算定方法（平成14年厚生労働省告示第81号）第2項及び老人保健法第31条の3第1項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準（平成14年厚生労働省告示第82号）第2項に規定する厚生労働大臣が指定する病院の病棟に入院している患者であって別表二の診断群分類点数表に掲げる分類区分に該当するもの（次のいずれかに該当するものを除く。）に係る療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項第5号に掲げる療養（同条第2項に規定する食事療養及び選定療養を除く。）及びその療養に伴う同条第1項第1号から第3号までに掲げる療養並びに老人保健法（昭和57年法律第80号）第17条第1項第5号に掲げる療養（同条第2項に規定する食事療養及び選定療養を除く。）及びその療養に伴う同条第1項第1号から第3号までに掲げる療養に限る。）</p>	<p>1 診療報酬の算定方法第1項ただし書及び特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法第2項に規定する厚生労働大臣が指定する病院の病棟に入院している患者であって診断群分類区分に該当するもの（次のいずれかに該当するものを除く。）に係る療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項第5号に掲げる療養（同条第2項に規定する食事療養及び選定療養を除く。）及びその療養に伴う同条第1項第1号から第3号までに掲げる療養並びに老人保健法（昭和57年法律第80号）第17条第1項第5号に掲げる療養（同条第2項に規定する食事療養及び選定療養を除く。）及びその療養に伴う同条第1項第1号から第3号までに掲げる療養に限る。）に要する費用の額は、別表により算定するものとする。</p>

に要する費用の額は、別表により算定するものとする。

一 当該病院に入院した後24時間以内に死亡した患者又は生後1週間以内に死亡した新生児

二 治験（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する治験をいう。）の対象患者

三 臓器の移植術を受ける患者（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）別表第1医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分K014、K697-5、K780又はK922（1及び3に限る。）に規定する皮膚移植術、生体部分肝移植、同種腎移植術又は骨髄移植（同種移植及び同種末梢血幹細胞移植に限る。）を受ける患者に限る。）

一 当該病院に入院した後24時間以内に死亡した患者又は生後1週間以内に死亡した新生児

二 治験（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する治験をいう。）の対象患者

三 臓器の移植術を受ける患者（診療報酬の算定方法（別表第1医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分K014、K514-4、K605-2、K605-4、K697-5、K697-7、K709-3、K709-5、K780、K922又はK922-2に規定する皮膚移植術、同種死体肺移植術、同種心移植術、同種心肺移植術、生体部分肝移植、同種死体肝移植術、同種死体脾移植術、同種死体脾腎移植術、同種腎移植術、骨髄移植又は臍帯血移植を受けるものに限る。）

四 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第2項に規定する高度先進医療である療養並びに健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成6年厚生省告示第236号）第15号及び老人保健法第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成6年厚生省告示第251号）第14号に規定する先進医療である療養を受ける患者

五 医科点数表区分A306、A308、A308-2、A309若しくはA310若しくは老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）別表第1老人医科診療報酬点数表（以下「老人医科点数表」という。）第2部第3節10から14までに規定する特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料、亜急性期入院医療管理料、特殊疾患療養病棟入院料若しくは緩和ケア病棟入院料又は医科点数表区分A400に規定する短期滞在手術基本料若しくは老人医科点数表第2部第4節に規定する老人短期滞在手術基本料を算定する患者

四 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第2項に規定する高度先進医療である療養又は厚生労働大臣の定める選定療養（平成 年厚生労働省告示第 号）第15号に規定する先進医療である療養を受ける患者

五 医科点数表区分A106、A306、A308、A308-2、A309、A310又はA400に規定する障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料、亜急性期入院医療管理料、特殊疾患療養病棟入院料、緩和ケア病棟入院料又は短期滞在手術基本料を算定する患者

六 その他厚生労働大臣が別に定める者

2 前項に規定する療養以外の療養に要する費用の額は、医科点数表若しくは健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第2歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）、老人医科点数表若しくは老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準別表第2老人歯科診療報酬点数表（以下「老人歯科点数表」という。）、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第237号）、老人入院時食事療養に係る食事療養の費用の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第253号）、健康保険法第86条第1項に規定する療養についての費用の額の算定方法第1項又は老人保健法第31条の3第1項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準第1項により算定する。この場合においては、医科点数表第4章若しくは歯科点数表第3章又は老人医科点数表第4章若しくは老人歯科点数表第3章の規定にかかわらず、医科点数表区分A104若しくは歯科点数表区分A102の特定機能病院入院基本料又は老人医科点数表第1章第2部第1節5若しくは老人歯科点数表第2章においてその例によることとされる老人歯科点数表の老

六 その他厚生労働大臣が別に定める者

2 前項に規定する療養以外の療養に要する費用の額は、医科点数表若しくは診療報酬の算定方法別表第2歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の算定に関する基準（平成 年厚生労働省告示第 号）又は特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法第1項により算定する。

人特定機能病院入院基本料を算定することができるものとする。

3 第1項の規定による療養に要する費用の額の算定を開始する日の前日までに入院した患者に係る療養のうち、当該開始する日から2月以内に行ったものに要する費用の額の算定については、前項の規定の例による。

3 第1項の規定による療養に要する費用の額の算定を開始する日の前日までに入院した患者に係る療養のうち、当該開始する日から2月以内に行ったものに要する費用の額の算定については、前項の規定の例による。